

# 株主各位

証券コード 6993

2025年6月11日

東京都港区港南四丁目1番8号  
大黒屋ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 小川浩平

## 第116期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社第116期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.daikokuyajp.com>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」をご選択いただき、ご確認ください。）

### 【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6993/teiji/>

### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>  
(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大黒屋ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「6993」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書に代えて株主総会出席票を本招集ご通知とあわせてお送りしております。当日ご出席の際は、お手数ながら株主総会出席票をご持参くださいますよう、お願ひ申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8F  
AP品川 Aルーム

### 3. 目的事項

#### 報告事項

(1) 第116期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

(2) 第116期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

以上

- ◎株主総会にご出席いただく場合は、お手数ながら株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。  
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
  - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

## 事業報告

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の状況

##### ①事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、インフレ鎮静化の影響や労働市場の安定により、全体的に底堅い成長を維持してきました。米国が堅調な消費に支えられ比較的高い成長を維持した一方、欧州はエネルギーコストやウクライナ情勢の影響で成長が鈍化、中国経済は不動産市況と内需の弱さから回復が遅れ、グローバルなサプライチェーンにも影響を与えました。米国・トランプ政権の誕生で、ウクライナ紛争やガザ紛争は終息の気配が見えつつありますが、一方で関税政策が世界を揺るがせており、目を離すことができない状況です。

我が国の経済は、個人消費の増加を背景に緩やかな回復が続き、2025年3月に発表された2024年年次の実質GDP成長率は+0.1%となりました。実質賃金は、1年を通しては物価高に追いつかない状況でしたが、春闇での賃上げ率は5%を超える見込みであり、改善が期待されるところ。日経平均株価は、7月に42,000円台になるなど、2024年度は堅調な1年でした。国内外の資産効果もあり、ブランド品の需要が百貨店を中心に回復しているところです。実際に、百貨店における2024年度年間の売上は5兆7,697億円で前年度比4.6%増となっております。中でも免税売上に関しては、約6,717億円で前年比72.8%を記録しており、大黒屋においてもインバウンド需要の拡大は追い風となっております。

当社グループを取り巻く古物売買業界の事業環境はSDGs推進によるリユース意識の高まりや円安による物価高により需要の拡大が見込まれております。また、コロナ禍から世界経済が正常化したことや3年前の120円台から2割ほど円安が進んでいる歴史的な円安の状況を踏まえ、インバウンド復活がピーク時の2019年レベルを超える状況となっております。特に、円安は、当連結会計年度の月平均152.64円（前年度の月平均144.54円、5.6%円安）であり、当社の売上高の半数近くを占めるインバウンドの購入者のドルベースでの購入価額が安くなっています。買取・販売が増加しつつあります。当社グループでは、買取・販売の増加が見込まれることに伴い、今後の新たな収益機会に備えた体制を整え、攻めの経営を行ってまいります。

当連結会計年度は、当社連結子会社である株式会社大黒屋（以下「大黒屋」という。）がこれまで長年培ってきたAIとDXを用いた先進的な技術を世に送り出したキックオフの年度となりました。大黒屋は、AIダイナミックプライシング技術及びデータ補正技術を独自に開発し、LINEヤフー株式会社（以下「LINEヤフー」という。）及び株式会社メルカリ（以下「メルカリ」という。）との業務提携を推進しております。大黒屋が構築したこれらの技術基盤をAPI接続し、提携先の業務に沿って提供することで、

買取・販売のプロセスを効率化し、透明性と利便性を飛躍的に向上させるものであり、提携企業との連携をさらに深化させる要因となっております。

### 【技術基盤構築の背景・競争優位性】

#### ●背景

大黒屋は、ブランド品の買取・販売、質屋業に加え、事業の高度化を目的に、過去7～8年にわたりデータベースの正規化に取り組んできました。その成果として、長年の査定業務で蓄積したデータを基に、AIによるダイナミックプライシング技術を開発し、査定プロセスの高度な自動化を実現しています。

#### ●大黒屋が開発したAIシステムの概要

従来は熟練の鑑定士が市場動向や商品の状態を踏まえて価格を判断していましたが、大黒屋では、その知見をAIに学習させ、機械学習アルゴリズムと組み合わせることで、瞬時に適正価格を算出できる仕組みを構築しました。ブランド名やモデル名に加え、年代・状態・付属品の有無など20項目以上の属性情報を整理し、画像データや取引履歴、過去の顧客実績と組み合わせて分析することで、高精度な価格提示が可能となっています。また、記載情報や画像のばらつきに対しても、独自のAIがデータ補正を行い、常に一貫性のある価格を提示でき、リアルタイムで市場価格の変動にも対応できる体制を整えています。

#### ●AIにより大量の商品処理が可能に

AIにより、様々な業務オペレーションの効率化を実現しております。従来アナログで行っていた査定業務の作業時間の短縮が可能となり、オペレーションを大幅に改善（作業時間を50%以上削減）することができます。また、メルカリとの業務提携においては、将来的に、一日あたり10万件の買取オファーを自動実行することを見込んでおり、人的リソースの制限を受けることなく事業の拡大も可能となっております。

#### ●AI企業としてのポジショニング

中古ブランド品という専門領域において、当社が構築したスペシフィックドメインAIは、他社が容易に再現できない持続的な競合優位性の源泉です。こちらを軸として、自社のDX化はもちろんのこと、中古ブランド品を取り扱ったことのない企業に対しても、システム・オペレーションを提供することにより、日本全体で資産の可視化・価値の最適化を通じて、当社のAI企業としてのポジショニングを確立してまいります。

### 【LINEヤフーとの業務提携】

大黒屋とLINEヤフーは、業務提携契約に基づき、2024年7月1日より「おてがるブランド買取」（現在は「おてがるナンデモ買取」）サービスを開始しました。以下が本取組の内容と競合優位性であります。

#### ●誰もが即時に資産価値を把握・買取申込ができる仕組みを構築

大黒屋のAIダイナミックプライシング技術を活用し、LINEヤフーのプラットフォームを通じてユーザーが手軽に所持品の査定・買取を申し込める仕組みを大黒屋が構築いたしました。本取組は、大黒屋のAIダイナミック

プライシング技術及びLINE公式アカウント上のLLMを組み込んだ大黒屋独自のAIチャットボットを活用し、LINE・実店舗を通じてユーザーが手軽にブランド品の査定・買取を申し込めるサービスとなっております。AI査定システムにより、ユーザーは数秒以内に市場価格に基づいた買取金額のレンジを確認でき、査定結果を迅速に提示できる環境を整備しております。また、AIチャットボットの導入により、査定から買取手続きに関する問い合わせを自動化することで、ユーザーの利便性が向上したことにより、今まで買取を行ったことがなかった顧客の需要喚起も見込めるものと期待しております。

●価格の透明性・公平性を担保するビジネスモデル

本取組は、買取からYahoo!オークションまでを一気通貫でつないだシステムを構築したことで実現し、大黒屋が責任をもって、落札価格に応じた還元を行うことで、価格の透明性・公平性を担保するビジネスモデルを設計いたしました。

●おてがるナンデモ買取のユーザー数は17万名弱（3/31時点）

上記システムの構築及び過去の大黒屋店舗における買取・販売実績により、本取組は現在、買取方法を拡大し「おてがるナンデモ買取」の概念実証を実施しており、ユーザー数も17万名弱まで達し、AI自動査定サービスを搭載したLINEアカウントとしては国内最大級規模まで成長し、引き続きLINEヤフーとの共同マーケティングを進めております。

●小売事業者・中古ブランド品市場の変革の可能性

基本的なシステムを提供・オペレーション業務を引き受け、LINEヤフーと共に事業を行うことにより、今まで手動で行ってきた査定業務が、AIによる自動化が可能となったことで、中古ブランド品業界に未進出の企業が即時に業界進出できるようになるという市場変革の可能性を有しております。

#### 【メルカリとの業務提携】

大黒屋の技術力の証明として、大黒屋はメルカリとの間でも業務提携を行い、その共同施策として、メルカリアプリ内の新サービスとして、「買取リクエスト」を2024年12月19日より提供しました。以下が本取組の内容と競合優位性であります。

●「買取リクエスト」の仕組み

メルカリのプラットフォームとAPI接続した上で、大黒屋のAIダイナミックプライシングシステム及びデータ補正技術を拡張し、査定から買取までをシームレスに連携させた仕組みを構築しております。

●AIによる査定によるUX改善・オペレーション効率化（作業時間を50%以上削減）

AIによる査定は、メルカリ上に出品された商品データをリアルタイムで大黒屋が分析し、最新の市場価格に基づいた買取価格を提示するものであり、従来の査定・買取プロセスに比べ、換金のスピード及び利便性が大幅に向上します。また、大黒屋のオペレーションにおいても、アナログでの査定業務の作業時間の短縮が可能となり、オペレーションを大幅に改善（作業時間を50%以上削減）することができます。

## ●AI査定による商品の処理能力（最大一日あたり10万件の買取オファーを実施）

今後は、メルカリ上に出品されるブランド品データを100万件／日自動抽出し、AIによる自動BID（入札）システムを導入し、AIトレーニングデータの収集・価格補正を進め、査定精度を向上させ、大量の査定を即時に行うシステム（10万件／日の買取オファー）へと進化させてまいります。さらに、属性情報の最適化を通じて、より精度の高い査定価格の提示を実現し、メルカリの売り手にとって魅力的な買取サービスを提供していきます。

かかる新たな資金需要に対して、当社では、直接金融として2024年11月29日に第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権の募集により総額約21億円の調達を決議しております。

このような状況下、当社グループの当連結会計年度の売上高及び利益は、前連結会計年度と比較し世界的波乱要因に対応するため仕入れを抑制したこともあり売上及び利益は減少しましたが、大阪の店舗を中心に粗利率の高い商品の在庫回転期間が縮小したことで売上総利益率は29.9%（前年同期比0.1%増）と前年同期比ほぼ同水準を維持しています。

### （売上高）

当社グループの当連結会計年度の売上高は、10,232百万円（前年同期比735百万円減少、同6.7%減）となりました。その主な要因は以下のとおりであります。まず、当社グループの根幹会社である大黒屋において、当連結会計年度の売上高は9,900百万円（前年同期比771百万円減少、同7.2%減）となりました。

この減少要因は、これまでの訪日外国人の大層を占めていた中国人観光客について、不動産不況等に伴う中国経済の不振により訪日客数が回復しなかったことから、2024年は2019年に比してまだ7割強の回復の状況であり売上回復につながりませんでした。また、コロナ下においてリスク回避のために在庫水準を最低水準としたことやファイナンスの約定弁済に伴う運転資金の減少等により、在庫水準がコロナ前の水準と比べ約2,200百万円減少（3,600百万円規模、現在1,400百万円規模）したことによるものです。売上の内訳は、リアル店舗全体での売上高（リアル店舗による販売のこと：以下「リアル」という。）は増加し、5,996百万円（前年同期比162百万円増加、同2.8%増）となり、本部商品売上高（古物業者市場等への販売のこと）は、1,961百万円（前年同期比511百万円減少、同20.7%減）となりました。また、ネット店舗商品売上高（インターネットによる店舗販売のこと：以下「ネット」という。）においては広告効率の改善などの継続的なEC販売の強化活動を展開したものの、在庫水準の低下により962百万円（前年同期比301百万円減少、同23.9%減）となりました。併営する質料収入においては、質屋事業が庶民金融として生活に定着しており、質料（貸付金利息）は841百万円（前年同期比38百万円減少、同4.4%減）

となりました。なお、質料預りに伴う営業貸付金残高(2,118百万円)はほぼ横ばいで推移しており、今後も質料アップが期待されます。

さらに、越境関連としましては、越境EC、ライブショッピングの売上が163百万円(前年同期比210百万円減少、同56.2%減)となりました。なお、Chrono24は131百万円と減少しています。

#### (利益)

当社グループ営業損失は904百万円(前年同期比760百万円悪化)となりましたが、その主な要因は以下のとおりであります。

まず、大黒屋において売上総利益は2,920百万円(前年同期比243百万円減少、同7.7%減)となりました。この要因は店舗商品売上総利益(リアル)が1,391百万円(前年同期比43百万円の増加、同3.2%増)、店舗商品売上総利益(ネット)は223百万円(前年同期比93百万円減少、同29.4%減)となり、本部商品売上高の売上総利益は455百万円(前年同期比123百万円減少、同21.4%減)となりました。

大黒屋全体の売上総利益率は29.5%(前期比0.1%減)とほぼ同水準を維持していますが、インバウンド回復等に伴い、買取価格及び販売価格を見直していることが安定的利益率の確保に資しています。また、質料(貸付金利息)は841百万円(前年同期比38百万円減少、同4.4%減)となりました。なお、質料収入はそのすべてが売上総利益となります。

大黒屋の販売費及び一般管理費につきましては、ポスト・コロナを見据え費用対効果の観点から広告宣伝効率を改善しながら広告投資を積極的に行った結果、3,946百万円(前年同期比466百万円増加、同13.4%増)となりました。

なお、大黒屋では、のれんを計上しているため、当連結会計年度の償却費541百万円を販売費及び一般管理費に含めておりますが、連結決算においては、のれん償却費を消去するため、当該金額を控除した金額で記載しております。

以上の結果、大黒屋の営業損失は1,026百万円(前年同期比710百万円減少)となりました。

一方、連結決算では上記のとおり大黒屋ののれん償却費が相殺されることにより、904百万円の営業損失(前年同期比760百万円悪化)となりました。当社グループの経常損失は、1,076百万円(前年同期比630百万円悪化)となりました。これは上記営業利益の減少によるものです。

以上の結果、当社グループの税金等調整前当期純損失につきましては1,123百万円(前年同期比570百万円悪化)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損失は968百万円(前年同期比429百万円悪化)となりました。

なお、大黒屋において企業評価指標の一つであるEBITDAは、売上総利益率を維持はしたもの、営業利益の減少により△209百万円(前年同期比481百万円の減少)となりました。

以上のとおり、当連結会計年度において減収減益決算となりました。

セグメント別の業績の状況につきましては以下の通りであります。

#### イ. 質屋、古物売買業

当連結会計年度における質屋、古物売買業の売上高及び営業損失は、それぞれ9,901百万円（前年同期比770百万円の減少、同7.2%減）、517百万円（前年同期比710百万円の減少）となりました。

その主な要因につきましては、業績の概況にて記載しましたように、大黒屋における在庫水準の低下によるもので、売上高及び営業利益は減少しております。

#### ロ. 電機事業

当連結会計年度における電機事業の売上高及び営業利益は、それぞれ330百万円（前年同期比35百万円の増加、同12.0%増）、113百万円（前年同期比35百万円の増加、同46.6%増）となりました。電機事業においては、今もなお電機業界全体において設備投資の抑制が続いていることもあります。最終ユーザーによる設備の新設工事や点検工事などは年々減少しているのが実情であります。また、資材（原材料）価格の上昇や後継者不足による小規模下請け業者の廃業など、より一層厳しい環境が続いており、当社の電機事業にも大きな影響を与えています。このような状況の下、当社電機事業部門におきましては、適正な利益を確保するため常に販売価格の見直しを行うとともに、製造原価の上昇を抑えるべく仕入先の転換（新規仕入先の拡充等）、現行取引ユーザーとの協力体制の拡充等、さまざまな手法をとって利益率の確保を目指し改善を行っております。

#### 今後の見通し

当社グループの次期（2025年4月1日～2026年3月31日）の見通しにつきましては次のとおりです。

当社グループの基本方針は粗利益率及び在庫回転率の最大化を目的とし、市場環境に応じて適正在庫を管理し、適正価格で販売することにより限界収益の極大化を図ることにあります。その中にあって、中古ブランド品の流通は越境ECをはじめ全世界的規模で拡大し、当社グループが展望していくとおり、中古ブランド品事業の物品はその物流がグローバルに展開しております。

かかる状況下、当社グループのビジネスモデルはCtoBの商品買取を基本とし、さらにBtoCの商品販売を展開することにより、一般顧客より高く買取り、その都度市場状況を判断し、在庫リスクを極小化しつつ、在庫回転率を最大化することで商品リスクを回避して顧客に商品を提供しております。また、不況期に強い安定的な収入が期待できる質屋業を併営しており、併設している質料収入及び上記適正在庫管理、収益管理に努めております。

次期におきましては、引続きインバウンド客数は増加すると考えており、中国以外の訪日客も含めて、大黒屋の利用を促すよう努めてまいります。また、この状況を踏まえながら、資金調達に努め、在庫量の増を図ってまいります。

大黒屋とLINEヤフーとの業務提携につきましては、「おてがるナンデモ買取」の概念実証を着実に進めてきており、引続きLINEヤフーとの共同マーケティングを実施していきます。価格の透明性・公平性を担保するビジ

ネスモデルとして設計したため、査定業務をAIによる自動化を可能としたことから、中古ブランド品業界に未進出の企業が即時に業界進出できるよう、その環境整備と働きかけを行ってまいりたいと考えております。

メルカリとの業務提携につきましては、「買取りクエスト」での、1万件／1日の買取オファーを出せる進化したAI自動買取システムにより、次期においては、買取約1,350百万円、売上約1,500百万円を見込んでおります。

提携事業の進捗や新株予約権の行使（約2,100百万円の調達予定）が進み、資金が大黒屋に還元されること等により、落ち込んだ在庫水準をコロナ前の水準に戻すことを目指します。具体的には、2018年3月期においては約36億の在庫があり、商品の平均単価は現在約1.36倍となっていることから、現在では約50億の在庫処理キャパシティを保有していると考えており、約50億の在庫の水準まで積み増すことを最優先目標としております。これを達成することによって、メルカリとの業務提携の1,500百万円分を含め、2026年3月期に、売上高約17,101百万円を達成できる見込みと考えております。

以上の具体的戦術を含め、大黒屋は、今後AIダイナミックプライシング技術の更なる高度化を図り、大量の商品を扱うことを可能にするリスク管理の強化及び需給変動（volatility）に対応できる価格調整機能を強化してきました。さらに、プラットフォーマー・提携企業との取組を通して、大黒屋が蓄積した買取・販売データを活用し、より精度の高いデジタルマーケティング及び顧客管理を実現する仕組みを構築してまいります。購買履歴や市場動向の分析を通じて、パーソナライズされた査定価格の提示や、最適なタイミングでの再販機会の提供を行うことで、ユーザー体験の向上を図ります。

大黒屋のAI技術を最大限に活かし、LINEヤフー及びメルカリとの提携を更に進化・深化させ、持続的な成長を目指してまいります。また、LINEヤフーやメルカリのようなプラットフォーマーや実店舗を保有する企業と、大黒屋が開発してきた技術とを融合し、提携企業が持つブランドの信頼性と当社開発のAI及びダイナミックプライシングモデルを活用したビジネスモデルによる価格の透明性をもって、古物売買業界の改革を進めていくとともに、これまでの大黒屋店舗や大黒屋自身のECに依存せずに、短期間での買取ルート拡大を目指してまいります。現実の店舗を有する他の企業と協業することにより、大黒屋の査定、鑑定、買取のERPをAPIで提供することで、既存小売とネット事業との融合を進めています。

今後、DX及び企業の資産効率の追求は重要な課題だと認識しており、大黒屋が買取事業を他の企業に付与することで、既存店舗の売り場面積当たり利益と顧客の流れが強化される付加価値を産み出すフローをつくることができ、他の企業のROA及びROEを強化していくことができるものと確信しております。

また、大黒屋はこれまで在庫水準に関わらず安定した在庫回転率を維持してきた実績があります。そのため、増加した在庫に対しても過去の平均回転期間（2.4か月）を基に収益貢献が期待され、EBITDAの向上につながると考えています。

以上の状況を踏まえ、次期の2026年3月期（2025年4月1日～2026年3月31日）は次の通り見込んでおります。

2026年3月期連結業績見通し（2025年4月1日～2026年3月31日）  
〔連結〕  
(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純損益
中間期	7,284	199	76	△89
当連結会計年度通期	17,107	879	655	148

本資料に掲載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

#### 継続企業の前提に関する重要な事象等

当社グループは、当連結会計年度において、売上高が減少し、経常損失を計上していること、及び株式会社大黒屋の借入金のうち4,350,000千円について財務制限条項に抵触していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。しかしながら、当社グループの根幹会社である大黒屋は、質屋業としての査定力という強みを活かし、一定の粗利率で商品を買取り、在庫規模にかかわらず一定期間内に商品を販売できるビジネスモデルを確立しております。したがって、現在最低水準となっている在庫水準をコロナ前の水準に戻すことが大黒屋にとって最優先に取り組むべき課題と認識しております。その課題の解決に向けた取組として、在庫資金確保のための資金調達、他企業との連携等による在庫買取強化を行うことで、大黒屋及び当社グループの収益は強化していくものと考えております。

2024年7月からの「おてがるナンデモ買取」や12月からの「買取りクエスト」といった他業種提携企業との共同施策が進んでおり、2024年11月29日に決議した第三者割当による新株予約権の行使も今後進んでいくことから、資金繰りには問題はないと判断しております。

また、株式会社大黒屋は当連結会計年度末において、先行投資による負担もあり借入金のうち4,350,000千円について財務制限条項に抵触することとなり、その結果として、上記借入金のうち短期借入金である3,500,000千円につき予定されていた借換手続が実行されず履行遅滞が発生しておりますが、今後投資負担の軽減、先行投資の収益化含め経営改善を目標とした事業計画の見直しを行っております。この計画を達成することで財務制限条項抵触を回避する旨を金融機関に説明し、交渉を継続しております。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

## ②設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、22百万円であります。これは主に、電機事業における金型の取得に係る支出であります。

## ③資金調達の状況

当社は2024年12月に運転資金調達を目的として、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(100百万円)及び第21回新株予約権(3百万円)の発行による資金調達を実施しております。また、第20回及び第21回新株予約権の一部行使が行われ、1,260百万円の資金調達を実施しました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第113期 (2022年3月期)	第114期 (2023年3月期)	第115期 (2024年3月期)	第116期 当連結会計年度 (2025年3月期)
売上高(百万円)	17,195	12,447	10,967	10,232
経常損失(△)(百万円)	△283	△35	△446	△1,076
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△462	△279	△539	△968
1株当たり当期純損失(△)(円)	△3.95	△2.39	△4.60	△6.58
総資産(百万円)	7,363	6,705	6,518	6,279
純資産(百万円)	1,289	1,034	635	994
1株当たり純資産額(円)	5.85	3.44	△0.02	2.34

(注) 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

なお、過年度決算における会計処理の誤りがあることを認識したため、誤謬の訂正を行っております。第113期及び第114期における数値は、訂正後の数値を記載しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第113期 (2022年3月期)	第114期 (2023年3月期)	第115期 (2024年3月期)	第116期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高(百万円)	277	277	295	330
経常損失(△)(百万円)	△499	△542	△561	△603
当期純損失(△)(百万円)	△519	△597	△576	△622
1株当たり当期純損失(△)(円)	△4.44	△5.10	△4.92	△4.23
総資産(百万円)	8,767	8,833	8,865	8,986
純資産(百万円)	1,031	434	33	774
1株当たり純資産額(円)	8.61	3.50	0.01	4.42

(注) 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資本金 (百万円)	議決権比率	主要な事業の内容
株式会社エスピーオー	10	100%	投資業及び有価証券投資
オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社	10	100% (100%)	投資業及び有価証券投資
大黒屋グローバルホールディング株式会社	6,757	91.3% (17.4%)	持株会社
株式会社大黒屋	318	91.3% (91.3%)	質屋、古物売買業
AU 79 LIMITED	0	91.3% (91.3%)	金融サービス持株会社
AG 47 LIMITED	0	91.3% (91.3%)	金融サービス持株会社
SPEEDLOAN FINANCE LIMITED	0	91.3% (91.3%)	質事業、中古宝飾品買取販売事業
CHANTRY COLLECTIONS LIMITED	0	91.3% (91.3%)	質事業、中古宝飾品買取販売事業
ラックスワイズ株式会社	0	100%	中古品及び新品の衣料品等の受託販売
上海黛庫商業有限公司	50	100%	古物売買業

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社10社であります。

2. 議決権比率の（ ）内の数値は、間接所有による議決権比率で、内数で記載しております。

#### (4) 対処すべき課題

今後の当社グループの連結収益の改善並びに経営基盤の強化を図るために対処すべき課題とその対処方針は以下のとおりであります。

##### ①AIを活用した未来の買取システム等の時代を先取りする技術の駆使

「(1)事業の状況、①事業の経過及びその成果、「技術基盤構築の背景・競争優位性」で記述したとおり、大黒屋の中古ブランド品という専門領域において、大黒屋が構築したスペシフィックドメインAIは、他社が容易に再現できない持続的な競合優位性の源泉です。LINEヤフー社との「おてがるナンデモ買取」における、LINE公式アカウント上のLLMを組み込んだ大黒屋独自のAIチャットボット及びメルカリとの「買取りクエスト」における、進化したAI自動買取システムといった時代を先取りする技術を不斷に進化・発展させてまいります。

##### ②異業種との業務提携

LINEヤフーとの業務提携につきましては、引き続き「おてがるナンデモ買取」での概念実証・共同マーケティングを実施してまいります。

メルカリとの業務提携につきましては、「買取りクエスト」での、1万件／1日の買取オファーを出せる進化したAI自動買取システムでの買取を進めてまいります。

さらに、プラットフォーマー・提携企業との取組を通して、より精度の高いデジタルマーケティング及び顧客管理を実現する仕組みの構築、購買履歴や市場動向の分析を通じたパーソナライズされた査定価格の提示及び最適なタイミングでの再販機会の提供により、ユーザー体験の向上を図ることによって、LINEヤフーやメルカリのようなプラットフォーマーや実店舗を保有する企業と、大黒屋が開発してきた技術とを融合し、提携企業が持つブランドの信頼性と大黒屋開発のAI及びダイナミックプライシングモデルを活用したビジネスモデルによる価格の透明性をもって、古物売買業界の改革を進めていき、短期間での買取ルート拡大を目指してまいります。現実の店舗を有する他の企業と協業することにより、大黒屋の査定、鑑定、買取のERPをAPIで提供することで、既存小売とネット事業との融合を進めていきます。

##### ③相場変動への適時対応、適正価格での在庫保有

当社グループを取り巻く古物売買業界の事業環境は、コロナ禍後、中国を除いたインバウンド客は円安の状況を受けて、過去最高になっております。また、コロナCOVID-19下のリベンジ消費、歴史的円安とそれに伴う値上げラッシュ、トランプ関税が世界を揺るがす等、相場の不安定さは次

期も続くと考えられます。かかる状況下、大黒屋では、CtoBの商品買取を基本とし、更にBtoCの商品販売を展開する際に、相場変動への適時対応やシステム内に構築された価格データを駆使して一般顧客より高く買取り、他の顧客に安く販売するというビジネスモデルを展開しております。特にバッグにおいては在庫回転期間が30日以内で推移しています。かかる状況を踏まえ、引き続き、相場の状況を注視しながら余剰在庫を削減し、適正価格による在庫の確保を進めてまいります。

#### ④質屋事業の強化

コロナ禍において、庶民金融である質屋業が個人の逼迫した資金ニーズを賄うものとして改めて再認識されました。大黒屋では創業以来76年で培った「質の大黒屋」としてのノウハウを活用して、顧客ニーズに応えるべく値付・真贋のできる店舗スタッフを育成・強化するとともに、来店できない顧客には訪問質預りで対応する等顧客の要望に応えてまいりました。質屋業界最大手として今後も更に一層庶民金融の一翼を担ってまいります。

#### ⑤電機事業の事業構造改革の実施

電機事業については、生産体制の更なる効率化や製品の統廃合や在庫管理の強化により製造原価の逓減を進め、利益率が向上してまいりました。今後も引き続きお取引先に理解を得ながら不採算製品の削減や在庫圧縮を徹底するとともに製造間接費の更なる削減を実施してまいります。

#### ⑥キャッシュ・フロー重視の経営と経営基盤の拡充

質屋、古物売買業の強化、電機事業の抜本的な事業構造改革及び本社経費の削減等により、営業利益拡大を図るとともに事業リスクを逓減させ投資の回収を図り、キャッシュ・フローを重視した経営を進めてまいります。

### (5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結対象会社10社で構成され、産業用の照明器具や電路配管器具の製造・販売を主体とする電機事業と、質屋営業法に基づく質屋業及び古物営業法に基づく中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品）の買取と販売を主体とする質屋、古物売買業を展開しております。

#### （質屋、古物売買業）

子会社の大黒屋において、質屋営業法に基づく質屋業並びに古物営業法に基づく中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品等）の買取と販売を行って

おります。

なお、英国のSFLグループにつきましては、2019年9月17日に事業を撤退する方針を決定し、同9月30日には質債権を同国の質金融大手 Harvey & Thompson Limitedに譲渡するなど、事業撤退を進めております。

(電機事業)

当社の製品は、産業用照明器具群、制御機器群、電気工事材群から構成されており、産業用照明器具群と電気工事材群は、各地区的代行店及び代理店を通じて販売しております。制御機器群は、主としてOEM商品、特定ユーザー向け商品として販売をしております。なお、当連結会計年度における、電機事業に係る主要な関係会社の異動はありません。

(6) 主要な事業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本 社	東京都港区
工 場	小山工場（栃木県小山市）

② 主要な子会社の事業所

株式会社エスピーオー	本社（東京都港区）
オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社	本社（東京都港区）
大黒屋グローバルホールディング株式会社	本社（東京都港区）
株式会社大黒屋	本社（東京都港区）、国内支店25店
AU 79 LIMITED	本社（英国レスター）
AG 47 LIMITED	本社（英国レスター）
SPEEDLOAN FINANCE LIMITED	本社（英国レスター）
CHANTRY COLLECTIONS LIMITED	本社（英国レスター）
ラックスワイズ株式会社	本社（東京都港区）
上海黛庫商業有限公司	本社（中国上海）

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
187名(31名)	38名(△15名)

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループから、グループ外への出向者を除く。)であり、臨時従業員は( )内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
13名(4名)	0名(0名)	58.8歳	25.7年

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループから、グループ外への出向者を除く。)であり、臨時従業員は( )内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社東京スター銀行	2,175百万円
株式会社りそな銀行	2,175百万円

(注) 1. 運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額3,500百万円のコミットメントライン契約を株式会社東京スター銀行、株式会社りそな銀行と締結しております。

2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は3,500百万円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 312,000,000株
- ② 発行済株式の総数 168,569,594株（自己株式12,498株を含む）
- ③ 株主数 31,551名
- ④ 大株主（上位10名の株主）

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
小川 浩平	18,509	10.98
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	3,779	2.24
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	2,835	1.68
野村證券株式会社	1,885	1.12
新井 清久男	1,795	1.07
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	1,713	1.02
魚津海陸運輸倉庫株式会社	1,516	0.90
後藤 知近	1,488	0.88
浅井 真一	1,299	0.77
小川 真司	1,100	0.65

（注）持株比率は、自己株式(12,498株)を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第15回新株予約権
発行決議日	2016年3月8日
新株予約権の数（個）	2,876個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 287,600株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 8,549 円 当該金額払込みに代えて報酬債権と相殺する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間	2016年3月30日の翌日から30年以内。ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できる。
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く） 新株予約権の数 2,539個 目的となる株式数 253,900株 保有者数 3名
	社外取締役 新株予約権の数 134個 目的となる株式数 13,400株 保有者数 1名
	監査役 新株予約権の数 203個 目的となる株式数 20,300株 保有者数 3名

		第19回新株予約権
発行決議日		2023年6月13日
新株予約権の数（個）		115,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 11,500,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権 1 個当たり 16円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1 株当たり54円
新株予約権の行使期間		2024年5月15日から2029年6月30日とする。 ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使の条件		新株予約権者は、大黒屋の2024年3月期以降、 2029年3月期までのいずれかの事業年度におけるEBITDAが1,136百万円以上となった場合のみ割り当てた本新株予約権行使することができる。
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 115,000株 目的となる株式数 11,500,000株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

	第20回新株予約権
発行決議日	2023年11月30日
新株予約権の数（個）	31,834個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式3,183,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 14円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり28円
新株予約権の行使期間	自 2023年12月22日 至 2025年12月19日
新株予約権の行使の条件	(イ) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使はできない。 (ロ) 本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	小川 浩平 小高 功嗣

	第21回新株予約権
発行決議日	2024年11月29日
新株予約権の数（個）	622,114個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式62,211,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 5円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり29円
新株予約権の行使期間	自 2024年12月17日 至 2026年12月16日
新株予約権の行使の条件	(イ) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使はできない。 (ロ) 本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	小川 浩平 小高 功嗣

	第3回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行決議日	2024年11月29日
新株予約権の行使期間	自 2024年12月17日 至 2026年12月16日
割当日	2024年12月16日
新株予約権の数（個）	40個
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	総額100,000,000円 各本社債の金額100円につき100円とするが本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しないものとする。
当該発行による潜在株式数	3,448,240株
調達資金の額	100,000,000円
転換価額	29円
割当先	小川 浩平

(3) 会社役員に関する事項（2025年3月31日現在）

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小川 浩平	大黒屋グローバルホールディング株式会社代表取締役社長 株式会社大黒屋代表取締役社長 SPEEDLOAN FINANCE LIMITED ディレクター 上海黛庫商業有限公司董事長
取締役	辛羅林	大黒屋グローバルホールディング株式会社取締役 株式会社大黒屋取締役
取締役	鞍掛法道	大黒屋グローバルホールディング株式会社取締役 株式会社大黒屋取締役
取締役	伴野健二	—
取締役	中岡邦憲	株式会社スマートコミュニティ取締役
監査役（常勤）	永井卓	大黒屋グローバルホールディング株式会社監査役 株式会社大黒屋監査役
監査役	柄木敏明	弁護士・のぞみ総合法律事務所創業パートナー 株式会社ヨコオ 社外監査役
監査役	粕井滋	大黒屋グローバルホールディング株式会社監査役

- (注) 1. 取締役 伴野健二氏及び中岡邦憲氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 柄木敏明氏及び粕井滋氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 取締役 伴野健二氏は、金融機関での長年の業務経験及び事業会社での役員経験があり、取締役として相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 取締役 中岡邦憲氏は、金融機関での長年の業務経験及び事業会社での役員経験があり、取締役として相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 社外役員の他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「③社外役員に関する事項」に記載しております。  
 7. 大黒屋グローバルホールディング株式会社、株式会社大黒屋、SPEEDLOAN FINANCE LIMITED及び上海黛庫商業有限公司は当社連結子会社であります。

②取締役及び監査役の報酬等

(1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本報酬に関する方針

取締役の報酬等については、1997年6月27日開催の第88期定時株主総

会において、その限度額を各事業年度における取締役全員の報酬につき総額で月額5千万円以内と決議しております。

取締役個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針については、当該株主総会で承認された限度額の範囲内で、各取締役の役位、在任期間、担当職務、専門性及び実績等を踏まえ作成した原案を各取締役に事前に説明し意見交換した上で取締役会にて審議し、取締役会の決議によりその分配を代表取締役に一任して決定する方針としています。

イ. 業績連動報酬等に関する方針

取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬等）は無く、算定方法の決定に関する方針については、定めておりません。

ウ. 非金銭報酬等に関する方針

取締役の個人別の報酬等（非金銭報酬等）については、2015年6月26日開催の第106期定時株主総会において、取締役の株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を各事業年度における取締役全員につき総額で年額5千万円の範囲内と決議しております。

取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の決定については、中長期の視点で在任期間や中長期の担当職務貢献度等を総合的に勘案して一定の裁量により決定する方針としております。

エ. 報酬等の割合に関する方針

上記アの報酬等の額、又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針については、特段定めておりません。

オ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

上記アの報酬等の額：毎月の支払

非金銭報酬等の額：任意の時期

カ. 報酬等の決定の委任に関する事項

i. 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位若しくは担当

代表取締役社長 小川 浩平

ii. i の者に委任する権限の内容

取締役会で承認した各取締役の個々の報酬額案にもとづき、具体的な個々の報酬額を決定

iii. i の者に委任する理由

当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断した為であります。

iv. i の者により ii の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

定めておりません。

キ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法（カに掲げる事項を除く。）

該当事項はありません。

ク. 上記アからキまでに掲げる事項のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2)当該事業年度にかかる報酬等の総額等

(単位：千円)

区分	支給人員	当期の報酬総額	当期の基本報酬	当期の退職慰労金
取締役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	52,650 (3,900)	48,600 (3,600)	4,050 (300)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10,400 (5,200)	9,600 (4,800)	800 (400)
計 (うち社外役員)	7名 (4名)	63,050 (9,100)	58,200 (8,400)	4,850 (700)

- (注) 1.取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。
- 2.上記の退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
- 3.株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額50,000千円以内(1997年6月27日決議)であります。当該株主総会終結時点での取締役の員数は7名であります。  
また、別枠でストック・オプション報酬額として年額50,000千円以内（2015年6月26日決議）であります。当該株主総会終結時点での取締役の員数は5名であります。
- 4.株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額2,000千円以内(1989年8月30日決議)であります。当該株主総会終結時点での監査役の員数は5名であります。  
また、別枠でストック・オプション報酬額として年額5,000千円以内（2015年6月26日決議）であります。当該株主総会終結時点での監査役の員数は3名であります。

③ 社外役員に関する事項

取締役 伴野 健二

- イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況  
該当事項はありません。
- ロ. 当該事業年度における主な活動状況  
 • 取締役会への出席状況  
出席率は100%であります。  
 • 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要  
同氏は取締役会における議案について、効率的な経営の観点から十分に審議検討を行い発言しております。また、金融機関における長年にわたる業務経験と経営者としての幅広い見識を、社外取締役として当社の事業運営に反映していただいております。  
 • 同氏の意見により変更された事業方針  
特にございません。

取締役 中岡 邦憲

- イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況  
同氏は、株式会社スマートコミュニティの取締役であります。  
なお、当社との商取引はございません。

- . 当該事業年度における主な活動状況
- ・取締役会への出席状況  
出席率は100%であります。
  - ・社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要  
同氏は取締役会における議案について、法律的観点及び効率的な経営の観点から十分に審議検討を行い発言しております。また、金融機関における長年にわたる業務経験と経営者としての幅広い見識を、社外取締役として当社の事業運営に反映していただいております。
  - ・同氏の意見により変更された事業方針  
特にございません。

監査役 栢木 敏明

- イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況
- 同氏は、弁護士であります。また、のぞみ総合法律事務所創業パートナーであります。なお、当社と顧問弁護士契約を締結いたしておりますが、同事務所と当社との間における取引額は僅少であります。また、株式会社ヨコオの社外監査役であります。同社と当社との間には、特別の関係はございません。
- . 当該事業年度における主な活動状況
- ・取締役会への出席状況  
出席率は100%であります。
  - ・監査役会への出席状況  
出席率は100%であります。  
なお、取締役会や監査役会、その他の機会において常勤監査役と十分に意見交換を実施し、法律的観点から適宜発言しております。
  - ・同氏の意見により変更された事業方針  
特にございません。

監査役 粕井 澄

- イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況
- 同氏は、大黒屋グローバルホールディング株式会社の監査役であります。
- . 当該事業年度における主な活動状況
- ・取締役会への出席状況  
出席率は100%であります。
  - ・監査役会への出席状況  
出席率は100%であります。  
なお、取締役会や監査役会、その他の機会において常勤監査役と十分に意見交換を実施し、効率的な経営の観点から適宜発言しております。
  - ・同氏の意見により変更された事業方針  
特にございません。

なお、当事業年度開催の取締役会8回の他、会社法第370条及び当社定款第29条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が34回ありました。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は業務執行をしない取締役 辛羅林氏、伴野健二氏、中岡邦憲氏及び監査役 永井卓氏、柄木敏明氏、柏井滋氏との間には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定するいずれか高い額であります。

#### ⑤役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は取締役、監査役であり、保険料は会社が負担しております。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の、損害賠償金および争訟費用を填補することとしています。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 会計監査人の名称

HLB Meisei有限責任監査法人

##### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	37,400千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社（SPEEDLOAN FINANCE LIMITED）については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

##### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

###### ・会計監査人の責任免除

当社は、定款の定めに従って、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定めております。

###### ・会計監査人の責任限度

当社は、定款の定めに従って、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。その場合、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定するいずれか高い額であります。

なお、現在は会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する限度とする契約を締結しております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

### ① 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役員・使用人は、法令遵守は当然のこととし、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。

当社は、このような認識に基づき社会規範・倫理そして法令などを厳守し公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。

当社は、社会規範や法令の遵守はもちろんのこと経営理念・精神を適宜教育・指導することにより企業活動に邁進する。

監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存、及び廃棄に関する規程に基づき整理、保存するとともに必要に応じ規定の見直しを行う。

当社の取締役及び監査役はこれらの情報及び文書等を常時閲覧できる。

当社の監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

### ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制構築の基礎として、今後はリスク管理に関する規程を定め、当社グループを取り巻く個々のリスクを特定したうえで適切なリスク対応策を講ずるものとする。

不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役を委員長とするリスク管理対策本部を総務部内に設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力のもと、厳正かつ迅速な危機管理対応策を講ずるものとする。

### ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会をはじめとする重要な会議を適宜開催することにしている。また、時限性を有する事項・案件については機動的に会議を開催し、スピーディーかつ十分に議論を尽くした上で執行決定を行う。決定された業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会、幹部会議などで適宜報告し、取締役会による監督を受ける。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制  
ア 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社グループに属する子会社が定める重要な稟議事項や事故報告について、兼務役員が適宜情報を取り纏め、当社への報告を適宜行うとともに、当社において、当該子会社に対して必要に応じ報告を求める。
- イ 子会社における法令遵守、リスク管理を確保するための体制等  
当社は、子会社において法令遵守、リスク管理が適正に行われるよう、子会社に対し適切な管理監督、協議、指導助言が行われる体制を構築する。  
再生事業投資の健全な発展に資するため、当該事業活動に関わる子会社・関連会社等については、それぞれ事業別に責任を負う取締役を任命し、当社基本方針に基づき法令遵守体制、リスク管理体制を確立する。
- ⑥ 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性等に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として総務部員を指名することができる。補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮命令権は監査役に移譲され、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制  
当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けたものは、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款違反行為などを認知した場合、速やかにその事実を当社の監査役に報告する。  
当社の常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会や幹部会議など重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ当社の取締役又は使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けたものにその説明・報告を求めることができるものとする。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、当社監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、当社グループの会計監査人であるHLB Meisei有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① 取締役会を開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、四半期毎の業績の報告を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から審議いたしました。また、当社の取締役3名は、当社子会社の取締役を兼任しており、適宜子会社における取締役会に出席し、情報の共有を図り、グループ全体の経営課題の把握とその対応に取り組みました。

② 常勤監査役は、取締役会に出席し、業務及び財産の状況並びに取締役の業務執行の適法性の確認、法令定款等の遵守について監査を行い、監査役会にて情報を共有いたしました。また、会計監査人等と情報交換を行うことにより、当社グループの内部統制システム全般の整備状況、運用状況を把握するとともに、より効率的な監査の運用について検討しております。

③ 財務報告に係る内部統制については、決算財務プロセスその他重要なプロセスの検証及び評価を実施しております。

④ 反社会的勢力には、弁護士、警察等の外部関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応の徹底を図っております。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針と位置づけ、早期に実現できるよう、最重要課題として取り組んでおります。なお、今期における配当金につきましては、実施を見送らせていただくことになりました。株主の皆様には、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
<b>(資産の部)</b>				
<b>I 流動資産</b>		<b>(負債の部)</b>		
1. 現金及び預金	559,230	1. 支払手形及び買掛金	35,670	
2. 受取手形	37,795	2. 短期借入金	3,500,000	
3. 売掛金	373,677	3. 1年内返済予定の長期借入金	300,000	
4. 営業貸付金	2,118,084	4. 未払法人税等	15,036	
5. 商品及び製品	1,440,032	5. 契約負債	19,674	
6. 仕掛品	34,527	6. 未 払 金	534,810	
7. 原材料及び貯蔵品	49,862	7. そ の 他	104,201	
8. そ の 他	259,078	8. 事業整理損失引当金	28,977	
9. 貸倒引当金	△1,333			
<b>流動資産合計</b>	<b>4,870,956</b>	<b>流動負債合計</b>	<b>4,538,371</b>	
<b>II 固定資産</b>		<b>II 固定負債</b>		
1. 有形固定資産				
(1)建物及び構築物	706,896	1. 長期借入金	550,000	
減価償却累計額	△551,427	2. 新株予約権付社債	100,000	
建物及び構築物(純額)	<b>155,468</b>	3. 役員退職慰労引当金	18,230	
(2)機械装置及び運搬具	129,483	4. 資産除去債務	16,000	
減価償却累計額	△129,483	5. そ の 他	61,867	
機械装置及び運搬具(純額)	<b>0</b>			
(3)工具、器具及び備品	702,830	<b>固定負債合計</b>	<b>746,097</b>	
減価償却累計額	△684,456	<b>負債合計</b>	<b>5,284,469</b>	
工具、器具及び備品(純額)	<b>18,373</b>			
(4)土地	41,446	<b>(純資産の部)</b>		
<b>有形固定資産合計</b>	<b>215,288</b>	<b>I 株主資本</b>		
2. 無形固定資産		1. 資本金	3,722,834	
(1)のれん	288,626	2. 資本剰余金	1,771,022	
(2)そ の 他	5,764	3. 利益剰余金	△4,041,967	
<b>無形固定資産合計</b>	<b>294,390</b>	4. 自己株式	△2,211	
3. 投資その他の資産				
(1)投資有価証券	66,199	<b>株主資本合計</b>	<b>1,449,677</b>	
(2)退職給付に係る資産	36,399			
(3)差入保証金	588,510	<b>II その他の包括利益累計額</b>		
(4)繰延税金資産	205,893	1. その他有価証券評価差額金	20,470	
(5)そ の 他	4,399	2. 為替換算調整勘定	△1,076,232	
(6)貸倒引当金	△2,640			
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>898,763</b>	<b>△1,055,762</b>		
<b>固定資産合計</b>	<b>1,408,443</b>	<b>III 新株予約権</b>	<b>29,983</b>	
<b>資産合計</b>	<b>6,279,399</b>	<b>IV 非支配株主持分</b>	<b>571,031</b>	
		<b>純資産合計</b>	<b>994,929</b>	
		<b>負債純資産合計</b>	<b>6,279,399</b>	

# 連結損益計算書

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位:千円)

科 目		金 額	
I 売 上 高			10,232,047
II 売 上 原 価			7,175,556
売 上 総 利 益			3,056,491
III 販売費及び一般管理費			3,960,990
營 業 損 失			904,499
IV 営 業 外 収 益			
1.受 取 保 険 金	149		
2.還 付 消 費 税 等	2,941		
3.受 取 利 息	245		
4.受 取 配 当 金	1,685		
5.受 取 手 数 料	8,669		
6.そ の 他	2,866		16,557
V 営 業 外 費 用			
1.支 払 利 息	153,506		
2.支 払 手 数 料	26,397		
3.為 替 差 損	902		
4.そ の 他	8,166		188,973
経 常 損 失			1,076,915
VI 特 別 利 益			
盜 難 保 険 差 益	789		789
VII 特 別 損 失			
1.減 損 損 失	15,280		
2.固 定 資 産 除 却 損	5,128		
3.事 業 整 理 損 失	26,904		47,313
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失			1,123,438
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	9,742		
法 人 税 等 調 整 額	△130,433		△120,691
当 期 純 損 失			1,002,747
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			34,692
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			968,055

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

大黒屋ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人  
東京都台東区

指定有限責任社員 公認会計士 武田 剛  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 関 和輝  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大黒屋ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大黒屋ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記(新株予約権の行使による増資)に記載されているとおり、当連結会計年度末の翌日以降、第21回新株予約権の権利行使が行われている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第116期連結会計年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方に基づき、当該連結会計年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月28日

大黒屋ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 永井 卓 印

監査役 栢木 敏明 印

監査役 紺井 滋 印

（注）監査役栢木 敏明及び紺井 滋の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
<b>(資産の部)</b>				
<b>I 流動資産</b>		<b>I 流動負債</b>		
1. 現金及び預金	77,196	1. 支払手形	20,483	
2. 受取手形	37,795	2. 買掛金	10,807	
3. 売掛金	51,806	3. 関係会社短期借入金	5,487,710	
4. 商品及び製品	30,867	4. 未払金	39,573	
5. 仕掛品	34,527	5. 未払費用	2,191,914	
6. 原材料及び貯蔵品	40,810	6. 未払法人税等	4,449	
7. 前払費用	3,383	7. 預り金	2,246	
8. 関係会社短期貸付金	1,147,200	8. 関係会社預り金	260,000	
9. その他の流動資産	18,802			
<b>流動資産合計</b>	<b>1,442,390</b>	<b>流動負債合計</b>	<b>8,017,184</b>	
<b>II 固定資産</b>		<b>II 固定負債</b>		
1. 有形固定資産		1. 資産除去債務	16,000	
(1) 建物	65,627	2. 繰延税金負債	1,100	
減価償却累計額	△65,627	3. 新株予約権付社債	100,000	
建物(純額)	0	4. 役員退職慰労引当金	18,230	
(2) 機械及び装置	96,809	5. その他の固定負債	58,719	
減価償却累計額	△96,809			
機械及び装置(純額)	-	<b>固定負債合計</b>	<b>194,050</b>	
(3) 車両運搬具	24,347	<b>負債合計</b>	<b>8,211,235</b>	
減価償却累計額	△24,347	<b>(純資産の部)</b>		
車両運搬具(純額)	0	<b>I 株主資本</b>		
(4) 工具、器具及び備品	170,113	1. 資本金	3,722,834	
減価償却累計額	△170,113	2. 資本剰余金		
工具、器具及び備品(純額)	0	(1) 資本準備金	2,088,216	
<b>有形固定資産合計</b>	<b>0</b>	(2) その他資本剰余金	517,759	
2. 投資その他の資産				
(1) 投資有価証券	100	<b>資本剰余金合計</b>	<b>2,605,976</b>	
(2) 関係会社株式	7,303,739	3. 利益剰余金		
(3) 前払年金費用	3,493	(1) その他利益剰余金		
(4) 破産更生その他債権	327,805	繰越利益剰余金	△5,581,719	
(5) 貸倒引当金(固定)	△93,432	<b>利益剰余金合計</b>	<b>△5,581,719</b>	
(6) その他の投資	2,001	4. 自己株式	△2,211	
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>7,543,707</b>	<b>株主資本合計</b>	<b>744,879</b>	
<b>固定資産合計</b>	<b>7,543,707</b>	<b>II 新株予約権</b>	<b>29,983</b>	
<b>資産合計</b>	<b>8,986,097</b>	<b>純資産合計</b>	<b>774,862</b>	
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>8,986,097</b>	

# 損益計算書

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位:千円)

科 目	金 額		
I 売 上 高			330,692
II 売 上 原 価			193,338
売 上 総 利 益			137,353
III 販売費及び一般管理費			468,792
營 業 損 失			331,439
IV 営 業 外 収 益			
1. 受 取 利 息	6		
2. 受 取 家 賃	315		
3. 受 取 業 務 委 託 料	960		
4. 経 営 指 導 料	5,400		
5. そ の 他	13		6,696
V 営 業 外 費 用			
1. 支 払 利 息	276,645		
2. そ の 他	2,261		278,907
経 常 損 失			603,650
VI 特 別 損 失			
1. 減 損 損 失	15,280		
2. 貸 倒 損 失	690		15,971
税 引 前 当 期 純 損 失			619,621
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			2,558
法 人 税 等 調 整 額			562
当 期 純 損 失			622,742

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

大黒屋ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人  
東京都台東区

指定有限責任社員 公認会計士 武田 剛  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 関 和輝  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大黒屋ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記(新株予約権の行使による増資)に記載されているとおり、当事業年度末の翌日以降、第21回新株予約権の権利行使が行われている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第116期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下とのおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月28日

大黒屋ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 永 井 卓   
監 査 役 栢 木 敏 明   
監 査 役 純 井 滋 

(注) 監査役栢木 敏明及び柏井 滋の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会会場のご案内図

会 場： 東京都港区港南1-6-31

品川東急ビル 8F

AP品川 Aルーム

お問い合わせ先 03-3472-3109

最寄り駅：JR線・京浜急行線 品川駅港南口 徒歩6分

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

VEGETABLE  
OIL INK